

参画の手法（第7回推進委員会での意見）

手法	どんなもの？	どんな場面で？	どんなやり方で？(気をつけること)
1 意向調査 (アンケート)	市民意識調査等、あらかじめ用意した設問について、多数の対象者から回答を得る手法。計画策定に先立ち予備調査として行う場合や、世論調査のように定期的に調査する場合などがある。	・今あるものを無くす場合は「反対」、新しくつくる場合は「賛成」となりがちであり、取り方の問題。 ・安易にアンケートという手法を選択するのではなく、対象に応じた手法の選択が必要。例えば介護施設の建設には介護保険料の負担増が伴うなど、「負の面」を公正・正確に伝えなければならない場合、果たしてアンケートという手法で良いか。 ・目的に応じた対象者の設定ができる場合は有効。(例：図書館に関する内容は子どもの意見、バスなら高齢者など利用者を中心に)	・アンケート調査の内容が分かりにくい。もっと分かりやすい工夫が必要。 ・画一的な方法での実施だけでなく、地域性に応じた方法も必要ではないか。 ・調査結果について、客観的な分析結果を含めて公表するべきだと思う。 ・記名式の場合は責任ある回答が出てくるが、無記名の場合、責任の無い回答や信頼性に欠ける場合が多くなると感じる。 ・アンケート項目の設定が重要であり、内容を十分に吟味する必要がある。
2 パブリックコメント	計画等の策定過程で原案を公表し、市民に意見を求め、提出された意見等に対する行政の考え方を取りまとめ、案の決定に考慮するとともに、その結果を公表する仕組み。	(市パブコメ指針：市の基本的な政策等の計画段階)	・意見を集める積極的な取り組みが必要(インターネット中心ではなく、返答用のハガキを入れて配布するなどの工夫が必要)。 ・公表資料に概要版を加え、分かりやすくする工夫が必要(例：食育基本計画の資料は市民向けとしては難しすぎる)。
3 意見交換会	行政と市民が直接対面して意見を交換し合う手法。フォーラムやシンポジウム等、公開の場で討論や意見交換を行う多数参加型の場合を含む。		・参加しやすい時間帯や開催方法をもっと工夫することが必要。 ・説明だけになりがち。意見をどう吸い上げるかが重要。 ・事前の資料配布や説明時間などをルール化した方が良い。 ・資料を簡単にし、出来る限り小さい単位で実施する方が効果的。
4 ワークショップ	カード等を使った少人数のグループワークにより参加者全員が意見を出し合って合意形成を図るなど、市民が学習しながら主体的に取り組む参加体験型の手法。	・施設建設に当たり、利用者を対象として利用方法等を検討する場合に有効。 ・市民会議等、市民主体で案をつくっていく場合に有効。	・行政があらかじめ準備した内容の軽微な変更程度に留まる場合が多いのが実態。企画する側がワークショップの本質を理解し、方法を吟味することが必要。
5 審議会その他の附属機関における委員公募	法律又は条例によって行政の附属機関として設置され、執行機関の諮問等に基づき、専門的な知識や経験を生かして調査や審査等を行う。 近年は、審議会等における審議の活性化を図るため、委員を公募する例が増えている。		・公募委員を増やし過半数に近づける努力が必要。 ・専門的な知識等を生かすことと公募委員を増やすことは、相容れないものではないか。 ・公募委員を過半数とすることは、議決権の面から難しいと思う。 ・審議会の目的・性格によって人数はそれぞれだと思う。 ・公募の審査基準を明確にするべき(出来れば公開審査とするべきだと思う)。
その他	委員会等任意の機関の設置		
	パブリック・インボルブメント		
	コンセンサス会議		
	市民提案プロジェクト		
	市民会議		
	関係機関・団体からの意見聴取		
上記全体に関わる内容、その他		<p>【全体に関わる内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の建設(跡地活用を含む)の場合、立地、設計、運用などあらゆる段階や場面に依りて相応しい参画手法が求められるのではないかと(例：埋蔵文化財センター、現空港ターミナルビルの跡地活用)。 ・特定の地域住民のみを対象とするのではなく、市全体の課題と捉えるべき場合もある(例：花小と桜台小の学区選択制についての議論)。 ・参画の手法一つ一つについて、本気になって実施する必要がある。形だけでは意味が無い。 ・参画したという実感が無いと、なかなか市民参画は進んでいかない。参画の結果が市政にどう反映されたのかを知ることが重要。 ・関連する情報を漏らさず共有することが必要(偏った情報共有は危険性がある)。 ・資料をあらかじめ入手できる状況をつくるなど、情報の積極的な公開が必要。 ・様々な方法(駅に意見箱を置くなど)によって参画の機会を増やす工夫が必要。 <p>【適用対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参画の適用対象とされなかったものについても、報告を義務付けるべき。 	